

東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月30日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 29 号

東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例（平成23年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「平成11年法律第156号」の次に「。以下「原災法」という。」を加え、「令和5年度までに」を「当該」に、「区域）」を「区域をいう。以下同じ。）」に、「現に」を「平成23年3月11日（以下「震災の日」という。）において」に、「有する」を「有していた」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 旧避難指示解除準備区域又は旧居住制限区域（それぞれ原災法第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の指示により指定されていた区域をいう。以下同じ。）のうち平成31年中に指定が解除された区域に居住していた者（震災の日において当該区域に住所を有していた者を含む。）（市長が別に定める上位所得層に該当する者を除く。） 保険料の全額

第2条第1項に次の1号を加える。

(3) 旧帰還困難区域（帰還困難区域に指定されていた区域をいう。以下同じ。）のうち令和4年度以後に指定が解除された区域（令和2年3月中に指定が解除された区域を含む。）に居住していた者（震災の日において当該区域に住所を有していた者を含む。） 保険税の全額

附則第2項中「令和4年度から令和6年度」を「令和5年度から令和7年度」に、「令和4年4月1日から令和7年3月31日」を「令和5年4月1日から令和8年3月31日」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる第1号被保険者の保険料の減免に当たっては、当該各号に定める保険料の額に限り適用する。

(1) 令和4年度中に指定が解除された旧帰還困難区域（令和2年3月4日、同年3月5日及び令和5年4月1日に指定が解除された区域を含む。）に居住していた者（震災の日において当該区域に住所を有していた者を含む。）で市長が別に定める上位所

得層に該当するもの 令和５年度の保険料の額のうち令和５年４月分から９月分までの保険料に相当する月割算定額

(2) 令和５年度中に指定が解除された旧帰還困難区域（令和２年３月１０日に指定が解除された区域を含み、令和５年４月１日に指定が解除された区域を除く。）に居住していた者（震災の日において当該区域に住所を有していた者を含む。）で市長が別に定める上位所得層に該当するもの 令和５年度の保険料の額及び令和６年度の保険料の額のうち令和６年４月分から９月分までの保険料に相当する月割算定額

(3) 令和６年度中に指定が解除された旧帰還困難区域に居住していた者（震災の日において当該区域に住所を有していた者を含む。）で市長が別に定める上位所得層に該当するもの 令和５年度及び令和６年度の保険料の額並びに令和７年度の保険料の額のうち令和７年４月分から９月分までの保険料に相当する月割算定額

附則第３項の表中「現に」を「震災の日において」に、「有する」を「有していた」に改める。

附則第４項中「原子力災害対策特別措置法」を「原災法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。